

ID: 216

担当部署: 上下水道課

<b>処分の概要</b>	延滞金の徴収		
<b>例規名 根拠条項</b>	柴田町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 第14条		
<b>例規番号</b>	昭和58年条例第18号		
<b>【基準】</b>			
第14条の規定による。 (延滞金)			
第14条 町長は、第7条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期日に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年12月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日